

経税部  
だより

# 税務調査手続きの法制化最前線

税理士 疋田 英司

## はじめに

国税通則法改正により税務調査手続きは厳格化されました。厳格化された背景には、不当な税務調査による人権侵害事例が現実の税務調査の現場で問題が発生しているからです。人権無視の調査手続き、冤罪ともいえる税の強要など、枚挙に暇がありません。この解決のために民主党政権は納税者権利憲章を制定する直前まで取り組みましたが、民主党政権が失速し権利憲章の制定には至りませんでした。しかし、その代案として財務官僚

が横行する中で、税務調査の範囲手順を明確にした点は評価できる点もあります。問題は納税者の権利として、国民がどれだけ法の趣旨を理解するかにあります。

改正された国税通則法(税務調査手続)は、厳格な調査手続き規定を設けており、適切な手続きの有無が適法性を判断する基準になっています。

一方で、法制化に伴い今まで法律に定められていなかった、「提示・提出・留置」の表現が追加されることとなりました。

この追加された規定は、調査権限の強化とも取れる一面を持つ反面、今まで警察まがいの違法調査

が横行する中で、税務調査の範囲手順を明確にした点は評価できる点もあります。問題は納税者の権利として、国民がどれだけ法の趣旨を理解するかにあります。

本稿では、第1に新たに盛り込まれた「提示・提出・留置」の意義を確認します。法制化により権限が強化されたとも誤解されている点でもあるからです。第2に税務調査と行政指導という使い分けを始めたことを紹介し、第3に情報公開により明らかとなった国税庁の職員向けの指導書から問題となる点を整理してみます。

## 提示・提出・留置きの理解

国税通則法(国税の調査) 通達には「物件の提示」とは「当該職員の求めに応じて、遅滞なく当該職員に当該物件(その写しを含む)の占有を移転すること」と明らかになっています。

「提示」とは、職員が帳簿を占有する、つまり手にして内容を確認できる状態にする行為をさすものと理解されています。

一部に、提出された帳簿は、職員が占有するの状態で、そのまま持ち帰ることができない(留め置きできると解釈する意見もあるようですが、明らかではありません。税務職員の裁量により持ち帰ること

「提示」とは、職員が帳簿を占有する、つまり手にして内容を確認できる状態にする行為をさすものと理解されています。

「提出」とは、職員が帳簿を占有する、つまり手にして内容を確認できる状態にする行為をさすものと理解されています。

表1 留置きのための「預り証」見本

預り証

平成×年×月×日

(住所又は居所)  
〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇

(氏名)  
□ □ □ □ 殿

〇〇 税務署 個人課税第〇部門  
(電話番号 00-0000-0000 内線000)  
財務事務官 △ △ △ △

所得税・消費税及び地方消費税の調査上必要がありますので、下記の物件をお預かりします。

No.	物件の名称又は種類	数量	備考
1	総勘定元帳(平成〇年分~平成〇年分)	3冊	
2	領収書綴り(平成〇年分~平成〇年分)	3冊	
3	請求書綴り(平成〇年分~平成〇年分)	3冊	
4	日計表(平成〇年〇月分、平成〇年〇月分)	2冊	
5	請負契約書 (平成〇年〇月〇日付・(注文者) 〇〇商事株式会社)	1通	
6	(以下余白)		
7			
8			
9			
10			

平成×年×月×日  
上記の物件について確かに返還を受けました。

氏名 □ □ □ □ 印

(注) この預り証は、物件の返還の際にお返しいただくこととなりますから、大切に保管してください。

「留置き」という表現で「求めることができる」という表現が用いられている。これは「求めることができる」という表現が用いられている。

「留置き」という表現で「求めることができる」という表現が用いられている。これは「求めることができる」という表現が用いられている。

「留置き」という表現で「求めることができる」という表現が用いられている。これは「求めることができる」という表現が用いられている。

「留置き」という表現で「求めることができる」という表現が用いられている。これは「求めることができる」という表現が用いられている。

「留置き」という表現で「求めることができる」という表現が用いられている。これは「求めることができる」という表現が用いられている。

表2 税務署の「行政指導」文書

整理番号 0000000  
平成25年 月 日

〇〇税務署長

所得税の確定申告についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。さて、あなたの平成23年分及び平成24年分所得税の確定申告につきまして、お尋ねしたいことがありますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、下記の日時に必要な書類をご持参の上、当署個人課税第〇部門までお願いいたします。

なお、ご都合の悪い場合やお尋ねしたい事項等に不明な点などがある場合は、ご面倒ですが、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 日時  
平成25年〇月〇日(〇) 〇〇時〇〇分ごろ

2 お尋ねしたい事項  
事業所得内容について(事業の内容・売上、仕入及び、経費の明細等)

3 必要な書類  
■ 事業所得の金額が分かるもの(帳簿 売上、仕入及び、経費の領収書・請求書等 平成23年分及び、平成24年分)  
□ 不動産所得の金額が分かるもの( )  
□ 消費税の課税売上、課税仕入などの消費税額の計算に必要な帳簿書類等  
■ 印鑑  
□ その他( )

※ 既に税理士と契約されている方は、税理士にご相談ください。

上記の期限までに、出席いただけない場合には、調査を実施する場合があります。この調査の結果、申告内容を是正することになったときは、過少(無)申告加算税が課される場合があります。

担当 | 個人課税第〇部門 | 電話 | 00-0000-0000 | 内線000-000

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

## 税務調査と行政指導

税務調査権限が厳格化されたため、最近はお尋ね「文書が税務署から送られてくる」ことがあります(表2参照)。その「お尋ね」によれば、帳簿等を税務署に持参して下さいと記載し、税務署への来署を求めています。さらに持参しなかった場合で税務調査を行な

い修正税額が発生した場合加算税がかかります。と告知されています。

このような呼び出しは「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

## 情報公開で明らかとなった事項

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が

「行政指導」と称し、行政手続法による協力要請であり強制力はなく、税務調査の対象にもなりません。国税通則法によらない手続きも増えると思われ、税務署が